令和元年度 GOGO三河湾協議会「愛知DCアフターキャンペーン」誘客助成制度概要

助成額: 有料人員1人につき1,000円(上限100,000円)

く助成金条件>

- ①対象団体:1泊2日以上の宿泊を伴う15人以上の団体で旅行会社が取り扱う団体。(インバウンドは除く)
- ②対象期間: 愛知DCアフターキャンペーン期間(2019年10月~12月)に宿泊。
- 対象者は有料のお客様で未就学児、添乗員、バス乗務員は除く。

③宿泊の条件

- ·GOGO三河湾協議会所属の宿泊施設に1泊以上宿泊。
- ・宿泊人員はツアー設定全期間の15人以上(申請時ではなく終了後の確定人員)とし分宿も可とする。

4)立ち寄り条件

- ・協議会施設に1カ所以上立ち寄る事。
- ※宿泊する市町とは違う市町で立ち寄る事。
- ※協議会施設とは西尾市観光協会・蒲郡市観光協会・渥美半島観光ビューロー・南知多町観光協会 に所属する施設。 ※別紙参照。

⑤その他の条件

- ・先着順受付、予算を超えた時点で終了。(事前告知はしない)
- ・1社期間中1回に限る。

複数の支店を持つ社の場合は、支店毎で可能ですが異なる団体に限る。

- ・2019年4月以降の新規予約ツアーである事。
- ・申請は最初の出発日の前日から起算して30日以前である事。
- 募集ツアーは申請時にチラシを提出の事。
- 募集ツアーでない場合は団体名が入ったコース表を提出の事。
- ・ツアー終了後、ツアー報告書に立ち寄り証明書を添付の事。
- ・立ち寄り証明書に施設印の押印、人数と立ち寄り日の記載をしてもらう事。
- ・上記に記載されていない条件が発生する場合の最終判断は協議会事務局で行う。

<申請先・その他>

GOGO三河湾協議会事務局 蒲郡市観光協会に所定の申請書を使用し旅行会社が申請。

(営業:平日 電話0533-68-2526 FAX0533-68-3871 担当:長谷川・藤井(メール:kankou-t@sk.aitai.ne.jp)

★助成金は報告書・証明書類を基にして所定の請求書を受け取り後1カ月以内に旅行会社に支払います。

上記は2019年4月1日現在の内容です。変更になる可能性が有るので事前に確認をお願いします。